

答 申 個 第 7 0 号

平成 2 9 年 1 月 2 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 8 年 7 月 2 9 日付け北保健第 1 3 8 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

北保健センターが審査請求人を支援した内容が分かる資料の不存在による非開示決定事案 (諮問個第 1 1 6 号)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年4月22日に、諮問庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「北区保健センター●●課長が**にどのような支えんをしたか、2月25日以上公むいん法、福し法にてらしあわせ、したしりょうをすべてかいじせよ。無い場合は、なぜないのか、せつ明できるしりょうをかいじせよ。」との個人情報開示請求をした（以下「本件請求」という。）。
- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を作成していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年5月6日付けでその旨及びその理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年6月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

不存在による非開示決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が請求している公文書は、その記載内容から、平成28年2月25日以降に北区役所保健部健康づくり推進課長（以下「課長」という。）が、審査請求人に対して地方公務員法及び福祉関連の法令に基づいて、どのような支援をしたかを記録、説明した資料であると解する。

(2) 本件処分の理由について

ア 審査請求人への対応について

平成27年に京都市へ転入してきた審査請求人から、当庁の北区役所保健部健康づくり推進課（以下「保健センター」という。）に対して、事業所の立ち上げ資金等に伴う経費に加え、今まで支援をしてきていた義父が突然失踪したことによる経済的困窮に

ついて相談に乗って欲しいという依頼があった。当庁は、この相談を受け、生活困窮の相談は北区役所福祉部支援保護課が所管であることを伝えるとともに、福祉関係の支援機関へ課長が同行した。しかし、制度対象外であることが判明した。

また、審査請求人から、審査請求人が運営に関わる当該事業所で働く従業員を紹介して欲しいという依頼があった。既にハローワークへ相談済みであるということであったので、引き続き、ハローワークに相談するよう伝えた。更に、事業所の利用者を紹介して欲しいという相談があったので、関係機関へ課長が同行し、先方から「希望する利用者があれば紹介する。」との回答を得た。

その後、平成28年2月に、「障害者枠で短時間就労をしたい。ハローワークと連携して欲しい。」という要求を受けた。課長が「就労についてはハローワークに相談をして欲しい。ハローワークに保健センターが引継ぎをするのであれば、主治医から意見を聞かせてもらう必要がある。」と審査請求人に伝えた。審査請求人は、「主治医からの意見は文書でハローワークに渡し済みであり、主治医との面談は不要」と言った。当庁は、ハローワークとは協議の場を持ち、審査請求人の就労に関して現時点での連携は不要であること、今後必要に応じて連携することを確認し合った。

これらの依頼のほか、審査請求人への支援を再開するよう義父を説得して欲しいとの要望を受け、課長は義父に電話して、審査請求人と面会する意思も、支援する意思もないことを確認した。平成28年2月19日に、課長から審査請求人に対し、義父にその意思がない以上、家庭内の問題に、行政が関わることはできないことを伝えた。

イ 本件請求に係る公文書が存在しない理由について

上記アのとおり、審査請求人から相談のあった当初はアセスメントの一環として、また当庁と審査請求人との信頼関係の構築のため、保健センターの直接的な業務ではないが、積極的に関係機関に橋渡しを行い、相談に同行するなど、手厚い対応を行ってきた。平成27年10月から現在に至るまでの期間、審査請求人と面接を重ね、関わりを続けていく中で、上記アのように、精神保健分野での要望がないことから、当庁としては審査請求人から相談があった際に対応をすることとした。平成28年2月以降、家族や関係機関と電話で話をする際には具体的に保健センターの業務内容として関われる要望があれば、相談に乗るので連絡を欲しいと繰り返し伝えていた。しかし、審査請求人から個人情報開示請求で指定されている平成28年2月25日から同年4月22日までの期間については、課長は審査請求人から具体的な支援依頼を受けていない。また、同期間に課長は、審査請求人の妻や他の関係機関と電話で話したが、具体的な支援依頼ではなかった。ゆえに、当庁は当該期間において審査請求人に対して支援は行っておらず、支援内容を記した文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会での口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 保健センターには、義父の行動が原因で様々な問題が発生して経済的困窮の不安も重なって精神的に大きな負担となり、生活も不安定になっていたため、それを何とか回避する方法を相談していました。

義父が、突然、母親の遺骨を放置したまま逃げてしまい、残された遺骨と義父の荷物が同じ屋根の下にあることが相当のストレスになり、自殺企図や自傷行為が悪化し、その状態から避難するため京都市内に生活の場を移すことにしたものです。

義父の問題が何も解決していないのに一方的に終了すると言われた事で、強いショックを受け、センターをとて信用できる状態ではありませんでした。この件について、センターの●●課長は、電話で数回義父と話をしただけで「行政が家族の問題に関わることが出来ない判断した。」「**氏には十分支援をした。」と主張していますが、同じ法律に基づく行政の対応がセンターと保健所等（前居住地）でこれほど異なる事に困惑せざるを得ません。

- (2) ハローワークと協議の場を持ち、就労に関して現時点で連携不要、必要に応じて連携することを確認した事については、そもそも私がセンターに就労について具体的に支援してもらった事は無く、ハローワークが連携不要であることを確認した事実もありません。この部分は、明らかに虚偽の内容です。

- (3) 行政は、障害者やその家族から相談・支援要請があれば、必要な支援や指導を行うのが本来の業務であるのにセンターから積極的な支援はしてもらっていません。

●●課長は、2月25日から4月22日まで審査請求人から具体的な支援依頼は受けていないとありますが、そもそもセンターの対応が原因でセンターに連絡することが出来なくなったのですから、まずその原因を取り除く努力をするのがセンターの責務です。

なお、この間にも家族や他の行政機関から何度も支援要請は行っています。

- (4) センターに義父との関係で精神的・経済的に大きな負担がかかっていることを何度も説明し、この状況をなんとか打開する方法を訴えてきました。

自分は、他人とのコミュニケーション（信頼関係）をとるのに時間がかかるため、自分の思いが十分センターに伝わるか常に心配しながら、自分なりに一生懸命説明してきたつもりです。これまでも様々な行政機関と関わる中で、時間をかけて私の事を理解してもらい信頼関係を築いてきました。

どうか、精神障害者の事を理解して、私と家族が少しでも自立した生活が送れるよう支援をお願いします。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 請求に係る公文書について

審査請求人が請求している公文書は、平成28年2月25日から本件請求日の同年4月22日までの間に、課長が、審査請求人に対して地方公務員法及び福祉関連の法令に基づいて、どのような支援をしたかを記録、説明した資料であると認められる。

(2) 請求に係る公文書が不存在の理由について

ア 諮問庁の主張によれば、審査請求人からの相談に対して、当初、アセスメントの一環として、また審査請求人との信頼関係の構築のために、保健センターの直接的な業務ではないが、他の関係機関への同行などの対応を行ってきた。その後、義父に審査請求人への支援を再開するよう説得してほしいとの要請があり、義父に連絡を取り審査請求人の状況や要望内容を伝えたが、義父にその意思がなかったため、審査請求人に義父に支援の意思がない以上は家庭内の問題に行政が関与することができないことを、平成28年2月19日に伝えた。それ以降も、保健センターの業務内容として対応できる具体的な要望があれば、相談に乗ると審査請求人に繰り返し伝えていた。しかし、平成28年2月25日から同年4月22日までの間に、審査請求人、審査請求人の妻及び他の関係機関からの具体的な支援要請はなかった。よって、当該期間において支援は行っていないので支援内容を記録した文書は存在しないとのことである。

イ 審査請求人の主張によれば、当該期間において、審査請求人が直接諮問庁に相談したことはないが、審査請求人の妻及び他の行政機関から何度も支援要請を行っているとのことである。

ウ 諮問庁における支援等の記録の残し方について、当審査会から諮問庁に確認したところ、対象者ごとに記録を作成しており、継続的な支援に活用するための記録として支援に至るまでの経過や支援の必要性を書き留めているもので、単なる事務連絡は記録しないが、具体的な支援要請の相談があれば記録に残すとのことである。

エ そこで、当審査会は、事務局をして、平成28年2月25日から同年4月22日までの間の諮問庁が審査請求人に対する支援の内容等を記録する精神保健福祉相談票（相談経過・カンファレンス記録）を確認させたところ、審査請求人以外の者から電話で連絡してきた記録が残っていた。その内容は、義父との関係に関する要望やこれまでの保健センターの対応についてのものであった。

また、当審査会は、諮問庁及び審査請求人の説明から、当該期間に審査請求人の前居住地の保健所から諮問庁に対して電話で連絡があったことを確認した。諮問庁と前居住地の保健所との間で交わされた会話の記録は諮問庁に残っていないが、諮問庁の説明によれば、その内容は審査請求人への関わり方に関することであり、補佐人である前居住地の保健所の職員の説明によれば、「まずは審査請求人の話をよく聞いて欲しい。事情を聞く中で問題点を把握して対応してもらいたい。」と諮問庁に話したとのことであった。支援要請の解釈及び認識について、双方の間で争いはあるものの、諮問庁がこれらの連絡について、

支援要請として認識していないことは事実である。

いずれにしても、当該期間に諮問庁が支援を行っていないという事実には争いはなく、支援内容を記録した文書は存在しないという諮問庁の説明に不自然な点はない。

(3) 当審査会で審議すべき事項について

当審査会は、条例に基づく開示決定等に係る審査請求について、諮問庁の諮問に基づき、調査・審議を行う機関であり、本件審査請求に即して言えば、対象公文書の存否を判断する場である。

当審査会は、諮問庁の支援の在り方の適否について審議する場ではないので、この点に対する審査請求人の主張は、当審査会では検討を行わない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年	7月29日	諮問（諮問個第116号）
	8月31日	諮問庁からの弁明書の写しの提出
	9月29日	審査請求人からの反論書の提出
	11月18日	諮問庁の職員の理由説明（平成28年度第7回会議）
	12月16日	審査請求人の意見陳述（平成28年度第8回会議）
平成29年	1月20日	審議（平成28年度第9回会議）

2 本件諮問について調査、審議及び審理手続を行った部会
第2部会（部会長 市川 喜崇）